

保護者等の皆様へ（補足）

先に3月16日（月）からの小中学校の再開についてお知らせしましたが、欠席等の扱いについて以下のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防や感染拡大防止の観点から、保護者の判断で家庭等での学習の継続を希望し、児童生徒が登校しない日は「欠席」にはなりません。

この日は「校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止）」として扱い、欠席日数には含みません。

家庭等での学習を希望される場合は、学校にご連絡ください。

なお、3月12日（木）にお知らせしたとおり、発熱等の風邪の症状が見られ自宅で休養する場合についても、欠席にはならず、出席停止となります。

ただし、今回の対応については3月24日（火）までとします。

令和2年3月13日

黒部市教育委員会